

第 1 4 回

掛川市・大東町・大須賀町合併協議会

会 議 録

掛川市・大東町・大須賀町合併協議会

- 1 会議の日時 平成 16 年 11 月 16 日 (火)
開 会 午後 2 時 00 分
閉 会 午後 3 時 09 分
- 2 会議の場所 掛川グランドホテル 王冠の間
- 3 出席者及び欠席者の氏名 別紙 1 出席者名簿のとおり
- 4 議 題 別紙 2 次第のとおり
- 5 議 事 別紙 3 のとおり
- 6 会議録の確定

確 定 年 月 日

平成 17 年 1 月 31 日

議長の記名押印

掛川市・大東町・大須賀町合併協議会

会 長 榛 村 純 一

出席者名簿

協議会					その他				
No.	役職	氏名	種別	出欠等	No.	役職	氏名	職名	出欠等
1	会長	榛村純一	掛川市長	○	31	幹事	太田原浩	掛川市総務部長	○
2	副会長	大倉重信	大東町長	○	32		松永正志	大東町企画課長	○
3		伊藤徳之	大須賀町長	○	33		大石與志登	大須賀町総務課長	○
4	委員	小松正明	掛川市助役	○	34	事務局	松井孝	事務局長	○
5		川口・	大東町助役	○	35		栗田博	事務局次長	○
6		水野幸雄	大須賀町助役	○	36		高鳥康文	総務班長	○
7		山本義雄	掛川市議会議長	○	37		赤堀賢司	調整1班長	○
8		菅沼茂雄	掛川市議会副議長	○	38		深谷富彦	調整2班長	○
9		大場鐵雄	掛川市議会議員	○	39		服部和敏	総務班	○
10		石山信博	掛川市議会議員	○	40		新貝和也	調整1班	○
11		鳥井昌彦	大東町議会議長	○					
12		牧野勝彦	大東町議会副議長	○					
13		鈴木治弘	大東町議会議員	○					
14		水野薫	大東町議会議員	○					
15		半井孝	大須賀町議会議長	○					
16		河井清	大須賀町議会副議長	○					
17		内藤澄夫	大須賀町議会議員	○					
18		上野良治	大須賀町議会議員	○					
19		原田新二郎	学識経験者	○					
20		田中铁男	学識経験者	○					
21		中山富美江	学識経験者	○					
22		戸塚誠夫	学識経験者	○					
23		松本恵次	学識経験者	○					
24	水野淳子	学識経験者	○						
25	増田正子	学識経験者	○						
26	蒲原忠雄	学識経験者	×						
27	中井明男	学識経験者	○						
28	仲村吉広	学識経験者	×						
29	鈴木孝治	学識経験者	×						
30	小櫻義明	学識経験者	×						

第14回 掛川市・大東町・大須賀町合併協議会次第

日時 平成16年11月16日（火）
午後2時から
場所 掛川グランドホテル 王冠の間

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

報告事項

[報告]

報告第17号 新市移行作業の経緯及び今後の日程について

4 その他

5 閉 会

開 会 午後 2 時 0 0 分

○栗田事務局次長 皆様には大変お忙しいところご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。
ます。

ただいまから、掛川市・大東町・大須賀町合併協議会の第14回会議を開催いたします。

開会に当たりまして、榛村会長よりごあいさつを申し上げます。榛村会長、お願いいたします。

○榛村純一会長 皆様、こんにちは。

お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

この会は久方ぶりに開かれたわけですが、前は、今からちょうど5カ月前の調印式を皆様のご支援のおかげで無事終わりました、それから満5カ月が経過いたしました。その間に、1市2町の首長会議や事務方で色々な調整作業を進めてまいりました。

今日は、所定の協議会としては最後の協議会になるわけですが、主なことは、一番難しく、なお継続的な課題でもある組織機構、行政改革の一番の基本になる組織機構をお諮りして、それから、特別職報酬の問題、さらに農業委員の定数の問題、それから消防団の組織の問題、さらに自治区のあり方の問題というような5つぐらいの主なる報告事項がございます。それを皆様方にお認めいただきまして、皆様方の長い間の熱心なご協議とご協力によりまして、法定協議会において、合併は調印されたときに決まったとはいえ、最後の段階ではっきり確定したということになると思います。

知事の決定はおりておりますので、あとは、ここ数日の間に総務大臣の告示がされて天下の決定になると、こういうことでもあります。

長い間にわたるご熱心なご協議に、また、ご協力に、心より感謝申し上げます。

そして、方々のところでは、離脱したとか、枠組みを変えるとか、いろいろな問題が起こっておりますが、当法定協議会においては、円満なうちにいろいろな作業ができたことを感謝申し上げます。

なお、去年のことですが、合併の期日をめぐっては、大須賀町の方々に犠牲を強いるようなことになりまして、誠に申しわけなく思っておりますが、そのおかげで合併の一元化作業について十分な協議をする時間ができたということと、それからコンピューターの間違いのない一元

化が図られたと、そういうことでありますので、ご了解を賜りたい、このように思っております。

傍聴の方々も終始いつも大勢傍聴していただいて、ありがとうございました。

それでは、ただいまから協議会を開催いたします。よろしくお願いいたします。

○栗田事務局次長　ありがとうございました。

次に、会議次第の3番目の議事に入らせていただきます。

会議の開催についてであります。4名の委員の方から欠席のご連絡をいただいております。

本日、委員29名中25名の委員の出席をいただいております。会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

会議の議長につきましては会長が務めることとなっておりますので、会長に会議の進行をお願いいたします。

それでは、榛村会長、よろしくお願いいたします。

○榛村純一会長　それでは、規約の定めるところに基づきまして暫時議長を務めさせていただきます。ご協力をお願い申し上げます。

早速ですが、本日の議事に入りまして、報告第17号、新市移行作業の経緯及び今後の日程についてご説明申し上げます。

事務局、説明願います。

○松井事務局次長　皆さん、こんにちは。事務局長の松井と申します。

それでは、協議会資料の1ページになりますが、報告第17号、新市移行作業の経緯及び今後の日程についてご説明申し上げます。

2ページ並びに3ページをお開きください。

本日は、本年6月に開催されました合併協定調印式以降の主な経緯並びに今後の主な日程につきましてご報告をさせていただきます。

本年6月16日に1市2町による合併協定調印式が行われまして、その後、協定書の調整方針に基づきまして新市移行に向けた手続を進めてまいりました。

7月1日には、1市2町それぞれの議会において、廃置分合、いわゆる合併に係る5つの議案が議決されまして、この議決を受けて、7月5日には県知事に対して廃置分合申請書の提出を行いました。

こうした手続と並行いたしまして7月1日には、新市移行へ向けた諸準備を円滑に行うため、1市2町の首長、助役らから成る新市移行対策本部を設置いたしました。月1回の開催を原則

にいたしまして、これまでに5回開催をしてまいりました。

2ページ最下段の8月15日でございますが、新市において市章を選定するに当たり、全国から市章デザインの募集を9月30日まで1カ月半にわたって行いました。

続きまして3ページになりますが、10月14日には静岡県議会において1市2町の廃置分合処分の議決が行われ、これを受けまして、翌日の10月15日、県知事による処分の決定がされました。

また、同日付で1市2町に対し廃置分合処分の決定書が県知事から交付をされました。

10月25日には県知事から総務大臣に対し届け出がされましたので、近日中に総務大臣による廃置分合処分の告示がなされるものと思います。

この総務大臣の告示によりまして、合併に関する法的な手続はすべて完了することになり、来年4月1日の新「掛川市」の誕生が確定することになります。

今後は、残された事務事業の一元化作業を進めるとともに、4月1日の合併に向け必要となる準備作業を円滑に行うため、移行対策本部を月1回開催し、スムーズな新市への移行に努めてまいります。

また、合併協議会の廃止につきましては、地方自治法の規定に基づきまして、設置の場合と同様、1市2町の議会の議決とともに県知事への届け出が必要となります。

本協議会につきましては、合併前日の平成17年3月31日をもって廃止をする予定でございます。したがって、1市2町の議会には来年2月または3月の定例議会に廃止議案を提出する予定でございます。その議決をいただいた後に、県知事に対しまして廃止の届け出を行ってまいります。

なお、合併協議会の廃止に伴う決算につきましては、協議会規約に基づきまして、収支は解散した日をもって打ち切り、会長であった者が調製し、監査を受けることとなります。

以上がこれまでの経過と今後の日程概要でございますが、4ページには県知事への申請書のかみ、5ページには県知事による決定書の写し、これを参考としてつけてございます。

また、ページが飛びますが、9ページ以降には新市移行対策本部において確認されたもののうち主要な項目についてその概要を載せてございますので、説明をさせていただきます。

なお、これら移行対策本部で確認された事項は、市長職務執行者が引き継いで、合併初日の来年17年4月1日でございますが、その合併初日に条例及び暫定予算の専決処分、これらによって確定し、効力が発生することになりますので、ご承知いただきたいと思っております。

まず、新市の組織機構についてでございますが、資料の10ページ、11ページをご覧ください

たいと思います。

合併協議会での調整方針に基づきまして検討を進めてまいりましたが、新市では、11ページの下段、下から2段目にお示したように、11部、2支所、37課、35室、128係とするものでございます。

新市の機構では、1市2町を結ぶ南北幹線道路の早期整備を促進するため、都市建設部の道路河川課に南北道路推進室を設けるほか、大東並びに大須賀支所には地域振興室、市民福祉室、農産振興室、建設住宅室を設置いたしまして、合併前と変わらない窓口サービスの提供及び支所内の地域課題にも迅速に対応できる体制を確保するものでございます。

また、消防業務につきましては、合併協定書では新「菊川市」との一部事務組合による消防体制を調整方針としておりましたが、その後、新2市での一元化の調整を具体的に進めるに当たりまして多くの課題が浮上し、来年4月からの完全実施はスケジュール的に困難な状況となりました。このことから、新「掛川市」並びに新「菊川市」ではそれぞれ単独で消防体制を進めることになりました。

その結果、新「掛川市」では、消防体制のより一層の充実を図るため、現在の南分署を消防署に格上げしまして、新市では2署1分署体制とするものでございます。

また、合併時の職員数につきましては、11ページの下段にありますとおり、市立病院の診療部門を除きまして916人となります。これは現在の職員数と比較いたしますと9人の増となっておりますが、ただいま申し上げた南消防署が一部事務組合から新市の所管となることに伴いまして消防職員が28名増員することによるものでございます。

したがって、その分を除きました実質的な増減でございますが、現在より19人の減となるものでございます。

次に、12ページになりますが、2の特別職等の給与についてでございます。

まず、議員の報酬についてでございますが、(1)に記載されているとおり、議長においては、月額49万5,000円、副議長が43万5,000円、議員が41万1,000円とするものでございます。

この報酬額につきましては、全国の人口類似都市との比較並びに県内の人口類似都市を参考に決定したものでございます。

続きまして、(2)の三役等の常勤特別職の給料月額についてでございますが、市長においては、月額91万1,000円、助役73万4,000円、収入役67万7,000円、教育長67万7,000円とするものでございます。

この金額につきましては、県内の人口類似都市の平均額と掛川市の現行額との平均をとった

ものでございます。

また、(3)の主な非常勤特別職の報酬額につきましては、県内の類似都市の平均額相当額としたものでございます。

次に、3の農業委員の定数等についてでございます。

まず、選挙による委員の定数についてでございますが、新市では30人とするものでございます。

また、農業委員会の選挙区は、現行の選挙区のまま6選挙区とするものでございます。その選挙区別の定数につきましては、法令に基づきまして選挙人の数に比例し定めたものでございまして、表にあらわしたとおりでございます。

なお、選挙による委員は、現在の委員が合併特例法を適用し、平成17年7月19日まで在任することになりますので、定数30人、これはその後の適用ということになります。

次に、4の消防団の組織についてでございます。

新市では、消防団は統合し、1団本部、10方面隊、30分団とするものでございます。30分団の組織及び管轄区域につきましては現行のとおりとするものでございます。

方面隊については、大東・大須賀区域に新たに2つずつの方面隊を編成するものでございます。

次に、13ページ、5の自治会についてでございます。

まず、(1)区長会連合会の組織についてでございます。

新市の連合会組織は、会長1名、副会長6名、理事27名、監事2名の計36名で構成するものでございます。

また、監事を除く理事につきましては、新市を33のブロックに分けまして、掛川地区から22名、大東地区から6名、大須賀地区から5名の合わせて33名を選出することといたしまして、会長に選出されたブロックからはさらに1名を理事として選出するものでございます。

なお、正副会長の7名の割合でございますが、掛川地区が3名、大東地区並びに大須賀地区がそれぞれ2名ずつとするものでございます。

続きまして、(2)自治会への交付金等についてでございますが、合併協議会での調整方針は、現行の予算総額の範囲内を基本として、合併時に統一するよう調整するというものでございました。

以下は、その方針に基づきまして調整を図ったものでございます。

まず1番目は、区長会連合会への補助でございますが、2通りございます。1つは、区長会連合会の運営費補助でございます。これは、理事会への出席に伴う費用弁償等でございますが、

580万円を限度としております。

もう一つは、区長会連合会での研修費補助でございますが、これは理事及び各区長の研修費用に充てるもので、490万円を限度とするものでございます。

次に、②地区区長会活動助成金でございます。この助成金は、区長会連合会との連絡調整を図る上で必要な33の地区区長会の活動に対する助成といたしまして、1区につき年額3万円を積算根拠として交付するものでございます。

次の③は行政事務取扱交付金であります。これは、市から依頼される行政事務の取り扱いに対する交付金として、1世帯当たり1,500円の計算により、連合会を通じて各区に交付するものでございます。

次に、④につきましては、現状の1市2町の格差を是正するための特例措置として特別調整交付金を設けるものでございます。現在自治会へ交付されております補助金や交付金等の状況を見てみますと、これまで1市2町がそれぞれ進めてきましたまちづくりの手法や行政と自治会とのかかわり、といったものの違いから、算出根拠や金額、交付内容等に違いがございまして、実際の交付金額には大きな開きが生じております。しかし、新市におきましては、自治会と行政とのかかわり方や交付金額の基準といったものは、新市全域において統一されなければなりません。このため、現状との格差を是正するための経過措置として、合併後3年間に限り、大東町及び大須賀町の自治会に対しまして特別調整交付金の制度を設けるものでございます。

その一つは、(ア)でございますが、現大東町及び大須賀町の自治会を対象に、現在交付されております1世帯当たりの単価を上回らない範囲で、合併初年度の平成17年度は1世帯当たり3,000円、平成18年度は2,000円、平成19年度は1世帯当たり1,000円を加算して別途交付するものでございます。

もう一つは、(イ)でございますが、大東町の自治会を対象に、全体で年75万円を限度額として調整交付金を交付するものでございます。

説明につきましては以上でございます。報告第17号につきまして説明をさせていただきました。

○**榛村純一会長** ご苦労さまでした。

性質の違う報告を幾つかいたしましたので、お聞き取りにくい点があったかと思いますが、何かご質問がございましたらどうぞ。

内藤委員。

○**内藤澄夫委員** 内藤です。

農業委員の定数の関係でありますけれども、今私も共済の方の選出で農業委員を大須賀町の方でやらせてもらっておりますけれども、大須賀町は、選挙人は3名だということでもあります。

この3名ということについても、いろいろ話も出たわけでありまして、結果的には選挙人の数からいって3名が妥当だというようなことであろうと思っておりますけれども、現実には3人で大須賀町の農業関係の仕事を賄っていく。例えば3条、4条、5条でありますけれども、本当にそれが可能かどうかということなんです。非常に範囲が広がるということです。

もう一つ言いますと、ではその3名をどんなふうに分けるのかということについても、我々まだ全く聞いてもないところでありますけれども、選挙人の数からいってこういう結果になるということは重々理解できるわけですが、その一つ、選挙人の数というのは、うちの町は法人化等が非常に進んでいまして、そういうことからいっても数が少ないというようにも思っているところでありますけれども、この辺についてもう少し詳しく説明できればお願いをしたいと思っております。

○**榛村純一会長** 事務局、説明してください。

○**松井事務局長** ただいまのご質問にお答え申し上げます。

まず、この農業委員の定数は、法律的に、新「掛川市」の上限が30名ということでございます。

そして、選挙区をどうするかという議論になったときに、内藤委員がおっしゃいましたように、それぞれの土地の農地の状況とか、農家の状況といったものを一番詳しく把握していることからそれぞれの地域の委員が選出されるべきではないかというようなことで、現状の区割りは、掛川が4つ、大東、大須賀につきましてはそれぞれ1つずつございますので、新市ではそのままの行政選挙区を生かして6つという結論になりました。

そして、それぞれの選挙区ごとの定数については、内藤委員さんご理解されていると思いますが、農業委員会に関する法律の中で、選挙区の数に比例して定めなければならないというようなことになっております。それを計算いたしますと、当然端数は生じてくるわけですが、その端数の処理の仕方についても法的な解釈がされておりますので、その方針に基づいてこの定数を計算したところ、表のとおりになったということでございます。法律に基づき計算した定数でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○**内藤澄夫委員** 事務局から説明があったわけですが、結果的には選挙人の数ということがあります。そのとおりであるわけですが、基本的にいいますと、例えば、20haを耕作していても、選挙人といえれば1人、500㎡の農地を耕作していても1人ということでもあります。

確かに、法的なことをいいますと、当然その選挙人の数ということにもなろうと思いますけれども、その辺のことを何か考えていただけたのかどうか、その辺をもう少し、わかったら教えていただきたいと思います。

○松井事務局長 定数を決める上で選挙人の数というものが前提になるわけでございます。この選挙人、いわゆる有権者につきましても法律で基本的なところが規定されております。

1番目は10アール以上の農地につき耕作の業務を営む者、それから、同居の親族またはその配偶者で、年間おおむね60日以上耕作に従事する者、3番目としては、10アール以上の農地を耕作する農業生産法人の組合員、社員または株主で、年間おおむね60日以上耕作に従事する者という規定のもとで、選挙人が決められております。その基準に基づいて選挙人の数が出ており、定数を計算しておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○榛村純一会長 内藤委員のおっしゃっていることはよくわかるわけで、日本の農政がおくれているんですね。零細所有者であっても一人格があれば1票、たくさんまとめて合理的に経営をやるために規模拡大をした法人もやっぱり同じように1票というような扱いになっていますので、矛盾しています。

しかし、現在の法律においてはこういうことでいかにざるを得なかったと。もちろん、早く一元化してですね、掛川のため池谷田の零細な農家の1票と南部の大面積をやっている1票が同じ重みであるとか、経営上の発言権が全く同じだというようなことではないはずですよ。

ですから、早く農業政策においても一元化するようにしていかないと私は思っています。

その過程で、例えば自治区においても、大きい自治区の町と、大東町のように15自治区と、大須賀町は42自治区ある、掛川は142ある、というように、自治区の所有個数、構成個数がバラバラなんですね。ですから、一元化を早くやるという前提で、また農業政策についても、農家タイプ別の分析と、それから地域別の分析と、それから作物別の分析と、農業政策についてその3つの切り口で一元化を早く続けていかないと、こういうふうに思いますから、内藤委員のおっしゃることは私は一番よくわかりますが、事務局的な扱いとしてはいかんともしがたかったということでご理解いただきたいと思っております。

○内藤澄夫委員 最後にもう一度。

今、会長さんが言ったとおりであると思っております。片や、農業の担い手を育てよう、大規模農家を育てよう、法人化を進めていこうというような施策の中で一生懸命やっているところで逆に農業委員の数が少なくなる。そうでなくして、今言うように、10アール以上、年間60日以上

働く皆さんはそれも1票だと。非常に矛盾をしているということなんです。そのとおりです。

今、農業というのは本当に大変であって、大規模にしくちゃやっちゃいけないよ、補助金をもらうにしても法人化しないともらえないよ、団地化しなくちゃだめですというようなことを行政自体が指導しているわけですよ。その指導を我々は一生懸命忠実に進めているということでもあります。よって、選挙人の数が、がたと減るわけですよ。つくっている人が、例えば100人が1人になるぐらいの数になりますので。

しかし、今、法律ということになるとそのとおりでありますけれども、やっぱり農業委員の身になると、やる人は大変なんです。その大規模の皆さんが案件を一つ出してくるかというところじゃありませんから。とにかく農地を持っている人はみんな出してくるわけですからね。それを、大須賀町では3人でやらなくちゃいけないということなんです。

その辺を是非、今、市長が言うように、法律が法律だということであればなかなかできないと思いますけれども、まあまあ早い時期にそういうこともぜひ改革をさせていっていただければ大変ありがたいというふうに思います。よろしくお願い申し上げます。

○**榛村純一会長** それでは、今の内藤委員のご発言は、新市になってからの重要な研究事項、あるいは調整事項として引き継ぐようにいたしたいと思います。

ほかにございますか。

水野委員。

○**水野 薫委員** 会長が自治会の件に若干触れられましたので少し確認をさせていただきたいと思いますが、市町村合併の基本的考え方というのは、昔の時代と現代とでは交通網とか、もろもろのシステム、あるいは高度な行政サービスとかいろんな考え方がございまして、広域合併が進んできたんですけれども、私の持論なんですけれども、この広域合併を機会に、地方自治、地方の自治会のあり方というの、改めてその時代に適したような規模と申しますか、そういうのに本当は組みかえていくべきじゃないかなと、こんなふうに常々思っているわけでありまして、今回出されました案でいきますと、昔のままをそれぞれの町あるいは市が持ち出してきて、こういう結果で、まあ連合会という組織を組むのは数としてはやむを得ないとは思いますが、県なんかでも今はできるだけ室を多くつくって、行政をすごく短縮させてフラット化させようという動きがございますよね。

ですから、僕は、自治会なんかも、掛川市ぐらいの規模だったら、一つの自治会の単位をもう少し大きくして、そして40か50ぐらいの区にしてフラット化をさせた方が、正直に、短時間にその考え方とかあり方、あるいは調整ができるんじゃないかと、そんなふうに思っていたん

ですけれども、残念ながらこういう経緯でございますけれども、この問題は、これがもう最終、ずっとこういう方法でいくのか、あるいはとりあえずこういう格好でスタートするのか、その辺をちょっと伺いたいと思いますし、ある意味、合併を機会に、まあ自治はその自治会の皆さんが独自で考えることだろうと思いますけれども、そういう点の議論がなされたのか、あるいは、今回合併になったから改めて自治会のあり方を再検討してみようというような議論がなされたのかどうか、ちょっとお聞きをしたいと思います。

○**榛村純一会長** 事務局。

○**松井事務局長** 事務局の方から最初に申し上げまして、今日は専門部会長も見えておりますので、そういった経緯につきましては、また、追加する部分があれば補足をしていただきたいと思います。今、委員さんがおっしゃられましたように、これからの自治会のあり方は、都市の規模とかそういったものに依じて、その器に合ったものに、当然変えていかなければいけないということは確かに言えると思います。

新市は11万5,000人の人口を要する都市に生まれ変わるということでございますので、掛川市でいえば8万の都市から11万5,000、大東さんでいえば2万2,000から11万5,000の都市、それから大須賀町さんについては1万2,000から11万5,000ということで、その辺は、それぞれの都市の規模等と役割を勘案しながら自治会のあり方というのを見ていかなければいけないなと思います。

そして、何よりも今は地方分権の時代でございますので、自治会とはどうあるべきかというようなことも専門部会の中では何回も議論された結果、今の時点では1市2町の格差が相当ございますので、これをまず第1段階で調整するには、今お示したこういう調整案でいくしかないであろうと、これが、現時点で案として示せる最適な方法じゃないかということで、専門部会の方で検討していただいたということでございます。

ですから、新市になりまして連合会組織も一つになって動き出しますと、いろんな不具合とございますか、不都合な部分、もっとこうの方がいいとか、こういう議論を持った方がいいとか、いろんなことが現実的な部分で当然見えてくると思います。そういったことは、歩きながら少しずつ修正していかなければいけないということは常々感じておりますので、今回の特例措置につきましては、3年間ということでございますので、その辺を一つのめどにいたしまして、あるべき新都市の自治会のあり方、あるいは行政とのかかわり方、そういったものをもう一回研究していただければというふうに思っております。

あと、専門部会長さんの方でございましたら、お願いいたします。

○浅山忠彦専門部会長 専門部会長の大須賀町企画課長の浅山と申します。

ただいまの水野委員からのお話でございますが、松井局長からの答弁にもありましたように、専門部会としてはそれなりの議論もさせていただいてございます。

地域の行事等の問題もあり、ここで行政がそれを主導して一つの字町を合併させる、自治区を合併させるということは少し困難ではないかというようなことから、基本的には自治区の問題であるのでその醸成を図っていこうと、このようなことで、今回はこのような結果になっております。よろしくお願いいたします。

○水野 薫委員 いろんな問題があることは十分わかっているつもりでありますけれども、最近、新潟で新潟中越地震ですか、その時にちらっとテレビを見た時に、やっぱり一番最初に機能するのは自治会だったと。それで、どうしても行政のシステムというのは、遅れ遅れになるのは当然なことですけれども、ですから、これからの地方のあり方、あるいは本当の末端の身近なあり方というのは、それなりの規模の、そして、それなりにしっかりした自治会が今後非常に大切じゃないかなと、私はそんなふうに思っていますもんですから、できれば、すばらしい掛川市ができる段階に当たっては、本当の理想的な自治会のあるべき姿というのを、これを機会に見出さないと、なかなか次でスタートするのは難しいかなと、そんな気もするんですけども、まあ難しい点は十二分にわかりますけれども、私は、今後の課題として、今新しい平成の大合併をやるんだったら、自治会の本当のあるべき姿というのもやっぱり新市に議論しなければいけないと、そんなふうに思っています。

是非、今後の新しい市の中で前向きに検討していただきたい、そんなふうに思って。いろいろ特別交付金とか何かが出ますけれども、そういうお金の問題じゃなくて、新市になったときには、同じようなレベルというか、方程式が一緒じゃないと。一つのまちでは、一つのルールに乗っていかないとおかしいんじゃないかなというような気がするものですから、ちょっと質問をしたわけでございます。

以上です。

○榛村純一会長 重要なお指摘をありがとうございます。

私自身もその問題意識は十分持っております、1市2町の首長の打ち合わせ会でも何回か議論したことはあります。

それから、ちょっと申し上げますと、日本の自治というのは、国が行政組織をつくって、それに先として県ができて、国、県がまず整備されて、その次に市町村が合併、合併で、明治の大合併、昭和の大合併、平成の大合併で、団体自治の市町村までは適正規模論というのが論

じられて、今市町村合併の運動になっているわけですね。

そこまでは行政機構がおりてきたわけですが、今度は住民側の自治区組織の住民自治というのは、団体自治の下請の住民自治と、それから住民パワーの住民自治とがあるわけで、本質から言うと、コミュニティーは独立自尊でなきゃいけないと。だから住民自治。住民自治に適正規模があるかないかとか、合併するかしないかとか、住民自治はやっぱり住民自治の選択に任せるとするのが本質だと。しかし、そうはいつでも、行政のお願いをすることがいっぱいあるわけですから、行政の代行機能みたいなものもあると。行政を突き上げる機能か、代行する機能かという議論があります。

それから、明治から昭和にかけてできた自治区と、それから最近の20年の間にできた自治区と、その中間に混住区という自治区がいっぱいある。それで、自然村自治区と、混住区自治区と、新設自治区と、それがみんな規模はそれぞれ違うわけですね。ですから、そういうことを含めて、今、水野委員がおっしゃったことは非常に重要な、日本の民主主義の根幹にかかわる問題なんですね。

ですから、これは内藤委員のご指摘と同じように、新市の重要な住民自治、民主主義の基本の責任の果たし方、というものがどういう単位できちっと行われなければいけないか。農業の場合であれば、経営面積というのはいくらも入らなきゃいけない。それから、自治区についても、区長のなり手がいないという状態でない区長の存在を、どう位置づけるかというような問題で、適正規模というようなことが出てくると思います。

ですから、これまた新市で新都市を建設する場合の重要なテーマである、というふうな受けとめておきたいと思いますが、そういうことでよろしいですか。

ほかにご質問ございますか。

特にございませんようでしたら、報告第17号につきましてはご了承いただいたということでよろしゅうございますか。

はい、ありがとうございます。

それでは、引き続きまして、次第の4の合併啓発事業の実施についてと、新市市章の募集結果についてをご説明申し上げます。

事務局、説明願います。

○栗田事務局次長 それでは、協議会資料の6ページをお開きください。

合併啓発事業の実施についてご説明を申し上げます。

先ほど、報告17号によりましてご報告いたしました、総務大臣による市町の廃置分合告示が

近々される見込みであります。これによりまして法的な手続はすべて終了いたします。

平成17年4月1日の新「掛川市」の誕生に向け、1市2町の合併意識の高揚及び住民の連帯感の育成を図るため、啓発事業を行うこととしております。

2の時期でございますが、総務大臣の告示後から行う予定でございます。

3の内容ですが、四角い枠で囲ってあります新「掛川市」の将来ビジョンと、誕生の日を、以下の(1)から(4)の方法により広く住民の皆様に周知をすることとしております。

懸垂幕と横断幕を、1市2町それぞれ2、3カ所設置をいたします。そして、JR掛川駅の北口広場の広告塔に掲示をいたします。その他、ミニのぼり旗を主な公共施設に備えつけ、公用車にはマグネットシートを張り、周知をしたいと考えております。

以上が合併啓発事業についてであります。

引き続きまして、7ページになりますが、新市市章の募集結果についてご説明申し上げます。

新市での市章の制定を円滑、かつ速やかに進めるために、7月2日になりますが、市章候補選定委員会を設置して、候補の選定を現在行っております。

市章の募集でございますが、8月15日から9月30日までの1カ月半、全国公募をいたしました。その結果、972人の方から1,488点の作品が寄せられました。

①の居住地別で見ますと、1市2町からの作品数は約3割の415点ございました。県外からが一番多く、889作品。約6割を占めております。次に、②の性別で作品数を見ますと、男性の方からが約7割となっております。③の年代別に作品数を見ますと、50歳代の方からの応募が一番多かったわけです。全部で309作品、約2割となっておりますが、10歳未満から80歳以上の方まで幅広い年代の方々から多数の応募をいただきました。

次に、下段の四角い枠の中に市章候補選定のこれまでの経過及び今後の予定を記載してございますので、ご覧いただきたいと思っております。

10月15日、第2回委員会におきまして、1,488作品から87作品を選出いたしました。さらに、28作品に絞り込みをいたしまして、11月8日、第4回委員会におきまして最終5作品の選出をいたしました。

現在、この5点の市章候補作品につきまして、商標登録及び他の市町村章との類似調査を行っております。この調査終了後、来年の1月上旬に住民アンケートを行いまして、その結果を参考といたしまして、新市において市章を決定する予定でございます。

以上、合併啓発事業及び新市市章の募集結果についてご説明を申し上げます。

○榛村純一会長 ただいまの説明に対し、ご質問ございますか。よろしゅうございますか。

それでは、特にございませぬようですので、報告は了承されたということにいたします。

以上で、委員の皆様にご報告する案件は終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

○栗田事務局次長 先ほどご報告申し上げましたが、合併協議会は来年の3月まで設置されております。しかし、本日が最終の会議としておりますので、会議次第にはございませぬが、少し時間をいただきまして、最終の会議に当たりまして正副会長よりご挨拶を申し上げたいと存じますので、会長であります榛村掛川市長からお願いをしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○榛村純一会長 それでは、14回にわたりまして皆様方にご熱心にご協議いただいたこの法定協議会も、来年の3月議会で解散議決案件になりますと自動的に解散になります。

今、1市2町の首長では、このまま後4カ月、何にもなしというのもどうかということで、必要があれば何かもう一回ぐらい集まる機会があつてもいいではないか、というお話もありますが、とりあえず案件としては全部片づいたということでもありますので、来年になりまして何か議論をしたり、ご苦勞さん会というようなことで集まる機会があるかもしれませんが、協議会の正式案件事項としては、これで一応終わりになるということでもあります。

皆様方の身分としては、来年の3月議会で、解散の手續の議案が出て可決されますと、身分がなくなると、こういうことをございませぬので、ご承知おきいただきたいと思ひます。

その上の前提で一言、ご挨拶を申し上げたいと思ひます。後に、大倉さんからも、伊藤さんからもご挨拶申し上げます。

合併をいたしまして、平成の大合併という中で、これから新しい市に向かつて新市建設計画策定小委員会がつくっていただいた、新都市建設ビジョンがあります。それから、この協議会や首長打ち合わせ会等が出てきたいろいろな問題を一元化して、しっかりと処理して、新「掛川市」として、合併してよかった、合併して力がついたというようなことになるように、努力させていただかなければならないというふうに思ひしております。

それで、海と山と3つのお城と、それから、工業出荷額1兆2,000億とか、緑茶の生産量も第1位になるとか、いろいろな明るい前向きの話もあるわけですが、同時に、今市民の一番の関心事は、健康問題、あるいは保健・医療・福祉・介護問題だと思ひます。そこでは、幸ひに、吉岡彌生先生の伝統の東京女子医科大学も大東町にありますので、そういう学識の力を活用させていただいて、掛川市立病院もあと5年の間には建てかえの計画も立てなければいけないというような状態ですから、これも大きなビジョンの一つになります。

それから、このかわいは、工業出荷額も多いわりに、農業もしっかりしていると。これが

新しいまちの、あるいはこの新「掛川市」の特異なところではないかと私は思います。

したがって、工業出荷額も伸ばしていきながら農業も伸ばしていく、それが何とも言えない調和した美しい田園都市になると、こういうことになって、さらに、健康で長生きしている人が多くて、それで、東海道新幹線が通っているので東京とのアクセスもいいというような、いろいろな利便性、快適性を持って、そして里山地帯の自然もたくさんあると。こういうビジョンでいけば、日本の、今現在700都市ですが、700都市の中で、力もあり、魅力もあり、美しさもあると、こういうことになっていくのではないかと。

そして、いいまちができれば、そこへ全国の人が、あるいは東京、名古屋の人が観光に来ると。そして、観光としても、これから交流の時代ですから、そういう意味で農産物も売れていくというようなことで、1市2町が一緒になったことによって循環がよくなるようなまちに早くなっていくように。そのためには、今日の組織機構図でもお示したように、合併推進のためのいわゆるクォーター計画、道路の推進室をつくって、道路はあらゆる多目的に有効ですから、その計画に集中してしっかりやっていかなければいけないと、このように思っております。

皆様方にいろいろご意見を言っていただいて、それを全部盛り込むことができなかったことは、会長として申しわけなく思うことも多いわけですが、しかし、合併した後、それを忘れないできちっとした交通整理がされていくことを願っております。

それで、今、ちょっと参考に、明治28年の地図が出てきまして、明治28年に、各県の地図が、国民に知らせなきゃいけないとって全部できたんですが、これは静岡県版の地図ですが、ここにタイトルで大日本管轄分地図と書いてあるんですね。大日本をこれから管轄する、その土地を分ける分地図という題で発行されたものです。この小笠郡は、そのときはまだ名前がなく城東郡と書いていました。それから佐野郡と書いていました。佐野郡と城東郡を合わせて200幾つかの町と村があったんですね。それが、明治22年に合併して訳がわからないようになった。どうなったんだ、地図をつくれということになって、この地図ができたということが書いてあります。それで、大日本管轄分地図と書いてあるんですが、明治維新政府はやっぱり中央集権だったんですね。大日本を管轄するためにやったということが書いてあるんです。

そういうことですが、それから昭和の大合併があって、小笠郡は4町31村あったわけですが、その4町31村が、昭和29年に1市5町になって、さらに今回、掛川市、菊川市、御前崎市に分かれたと。これは歴史的には非常に重要な分かれ目というか、決定だったと思います。

そういう中で、是非、この1市2町の枠組みを選択していただいた皆様方に、私としては感

謝を込めて、これから、合併の意義があった、有効であったということになるように努力させていただかなければいけないと、こう思っておりますが、これで一応、会長の職を、先ほど申し上げたように失職するまでの間、開かれない場合もありますので、ご挨拶とさせていただくわけでありませう。

もし必要があればコピーを差し上げたいと思っております。ありがとうございました。

○栗田事務局次長　ありがとうございました。

引き続きまして、副会長であります大倉大東町長よりお願いいたします。

○大倉重信副会長　それでは、私からも一言ご挨拶を申し上げます。

ご承知のように、昨年4月1日に合併協議会が設置されて以来、今までに14回の協議会が開催されております。

そして、その間には、これまた皆様、ご承知のように、昨年12月でございましたけれども、合併の期日の決定におきましては、深夜に及ぶ協議をされまして、非常に皆様方の熱意を感じた経過もございます。結果、24項目の調整方針も確認をされまして、新市の建設計画を策定することができました。これもひとえに委員各位の皆さん方の熱心な議論の賜物であると同時に、また、今日は大勢の傍聴の方にもご出席をいただいておりますけれども、傍聴席からも非常に熱いエールを送っていただいた結果であるというふうに思っております。

いよいよ4月から、掛川市、大須賀町とともに私ども大東町も新しい出発をすることになりました。これは、皆様方からも発言がございましたし、榛村市長もよく言っておりますように、やはり21世紀の日本は、少子化、そして高齢化、また循環型の社会になってまいります。これは、私どもの歴史の中で、今までに経験したことのない時代だとも言われております。11万5,000人の市民が助け合い、そしてあらゆる知恵を出し合って、今、市長からお話ございましたように、「海と山と街道がつながり、夢・未来を創るまち」をキャッチフレーズにしてこれを実現してまいりたいというふうに考えております。

そのような中で、まず念頭に置きたいことを二、三申し上げてみたいと思っております。

まず、1点目といたしましては、新市の一体化の促進として、これまた話題にも上っております南北道の整備でございます。これはできるだけ早い時期の実現を望むところでございます。特に私は、自分のことを申し上げてはなんですけれども、この新市の圏域の中で一番遠い外れになりますので、特にそういう思いがあるわけでございます。

それから2点目といたしましては、それぞれの行政の取り組みの中で、特色のあるものは、やはり残してまいりたいと。私は、町でも常に、町民の方々、あるいは職員を通じて、そうい

う考えを述べているところでございます。また、新市となっても、そうしたものを残すと同時に、地域での夢の持てる方向づけということになりましょうか、これも望むところでございます。

それから3つ目といたしましては、今、いつ起きても不思議ではないというような東海地震が叫ばれております。そして、こうした災害に対する備えも急務でございます。これは、言ってみますと、この1市2町ともに掲げてございます、町民、住民の安全、安心に暮らせるまちづくりにも大きく通ずる共通の願いであるというふうに思っているところでございます。

また、これもまた皆様方もお耳にしたことだと思えますけれども、最近の東海地震の判定会の会長さんの最近の発言でございまして、今叫ばれている東海地震は、中越地震のエネルギーの約80倍ぐらいだということも聞いておまして、実際にこれが発生いたしたならばどんなことになるか、想像もできないわけでございまして、こういった新しい新市での備えも必要になってくるかなというふうに思っているところでございます。

幾つか申し上げましたけれども、これからも皆様方のご理解、ご協力をいただきながら、新「掛川市」に向けて我々も一段と努力をしまいたいと考えておりますので、今後とも絶大なるご支援、ご協力をお願いいたしまして、私のご挨拶にさせていただきます。ありがとうございました。

○栗田事務局次長 ありがとうございました。

同じく副会長であります伊藤大須賀町長、お願いいたします。

○伊藤徳之副会長 それでは、私からも一言、皆様方にお礼を申し上げたいというふうに思います。

今、お二方からお話でございましたように、本日で14回目ということで、皆様には将来のこの地域づくりにつきまして、熱心なご議論をいただきまして、誠にありがとうございました。

また、皆様の熱心なご議論を受けて、住民の皆様も大変積極的なご参加等をいただきまして、ありがとうございました。合併がスムーズに進んできたということは本当に皆様のおかげだというように、重ねて心から御礼を申し上げる次第でございます。

しかしながら、私、9月から10月にかけてまして、合併の関係について、住民の皆様にご報告等を兼ねながら説明会を開催させていただきましたところ、大須賀町の住民の皆さんは、何となく漠然としたものではあるけれども合併が不安だ、というお話をいただきました。その後、合併の中で1,839項目のすり合わせを行い、逐次お知らせをしていく中で、住民の皆様も安心感を持っていただけるような状況になってきたのだ、というようには思っておりますが、私どものスムーズさとはちょっと違った感覚で、住民の皆様からご意見をいただきましたときには、

まだまだ、合併について、きめ細かな情報を伝えて、住民の皆様には安心感を持っていただいて来年の4月1日を迎えていくことが大切ではないか、というように強く感じたところであります。

また、これからも、協議の調整の終わった項目等につきましては、住民の皆様には積極的に開示をして、お知らせをしながらいきたいというように思っているところでございます。

そんな住民の皆様のお不安がどこかで一つにまとまると、合併でまだご苦労をしている近隣の地域のような状況になるのかなというように思いもいたしたところであります。そうしてみると、合併というのは、やっぱり、50年に一度、大変厳しく、また難しいものであるなというように、つくづく感じているところであります。

最近、合併しなければどうなるかな、というようにも言われておりますが、つい先日の財務大臣の交付税の削減の話がございましたが、トータルとして8兆円ぐらいというようにことで、それらが削減されるとどうなるかという試算が届いておりましたけれども、平成18年には、もちろん掛川市さんは不交付団体、交付税はゼロ、大須賀町が6,000万というような数字が出ておりましたので、新市となっております18年には、掛川さんが不交付団体ということは、多分、新市も不交付団体になるのではないかと。まあ、不交付団体というよりも、交付税はなくなるというように理解をした方がいいのかなというふうに思ったところですが、そのように大変厳しい状況で、これからも、私どもを取り巻く環境というのは、日本の経済等とともに進んでいくということになれば、今回の合併というのは全国で行われておりますが、いい合併をしたかということが、今後話題になるのではないかとというように考えているところであります。

私どもも、皆様とともにいい合併をしたというように、住民の皆様には言っていただけるように、今後も引き続きの努力をしていかなければならないというように思っております。

そのためには、新市の建設計画、小櫻先生を中心につくっていただきましたこの計画を、一日も早くつくって、住民の皆様の前にご提示を申し上げていくことが大切ではないかというふうに考えております。

おかげさまで、南北道につきましては、私どもの町では、県の重点支援の関係もご支援いただいで、もう既に、住民の皆様へのルートについての説明会等を開催させていただいて、予算の配分等から、今年既に、用地の方にも、県の方から若干は予算が配分されるのではないかとというようなことも伺っておりますので、皆様のご理解やご協力のおかげで、そんな新市の建設計画にいち早く着手をしていただいておりますことにも、厚く御礼を申し上げる次第でございます。

そうなってくると、次は、住民の皆様のさらなる志向でございます健康、あるいは医療、介護、福祉というようなことの方角づけを、皆様の議論の中でしていく時期に来ているのではないかと、というようにも考えているところであります。

いずれにいたしましても、少子高齢というように急速な進展をしております我が国の状況を見ますと、これからもさらに合併というようにものについては、引き続き必然性をもって、この地域にも起こってくるのではないかと、というようにも考えているところであります。

この合併が、また新たな合併の一つのステップとなっていきますことを、私どもは願っているところであります。

そして、まだまだ、日本の国は変えなければいけない、というように改革の波もうねっているわけですが、なかなか皆様の思うようなスピードでは進展していないということなのですが、日本の国の基礎的な自治体である私ども市町村が、今回、このような皆様のご苦勞のもとに、姿、形が変わり、21世紀初頭のあるべき姿に一步近づいてきたということは、日本の国全体も、皆様のエネルギーが伝わって、皆様のご苦勞が無になることなく、今後急速に変化をしていくのではないかと、というように感じを持っている今日この頃でございます。

いずれにしましても、この地域がさらに発展をしていきますように、皆様方の、今後ますますのご支援をお願い申し上げまして、一言お礼にかえさせていただきます。ありがとうございました。

○栗田事務局次長 ありがとうございました。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

これで第14回の掛川市・大東町・大須賀町合併協議会の閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

閉 会 午後3時09分